

## 公益財団法人への寄附について

公益財団法人日本手工芸作家連合会は、税制上の特定公益増進法人に該当します。特定公益増進法人とは、「教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもの」で、当法人にご寄附頂きました場合は、寄附金控除等の税制上の優遇処置を受けることができます。

頂戴いたしましたご厚志は、手工芸の普及、技能教育の振興と向上及び手工芸を通して社会貢献に寄与するため、講習会・展示会・表彰などの諸事業のほか、公益法人としての業務運営に有効活用させていただきます。

### 【寄附金の使途】

当法人の公益目的事業並びに業務運営にかかわるものとして、有効活用させていただきます。

### 【寄附の手続き・流れ】

所定の申込書（本法人ホームページよりダウンロード可）により申し込みをさせていただきます。お電話でお申し込み頂いても結構です。

### 【税制上の優遇措置】

#### ◆個人からの寄附

あなたの年間所得より寄附金額がほぼ控除され、所得税・個人住民税が軽減されます。また、相続された財産を寄附した場合、当該寄附金額分の相続税が課税されません。

所得控除額＝寄附金額（所得金額の40％が限度）－ 2千円

#### ◆法人からの寄附

一般寄附金の損金算入額とは別に、別枠で損金算入することができます。

損金算入限度額＝ {資本等の金額×当期の月数／12×2.5／100}+(所得金額×5／100) ×1／2

\* 法人税法第37条4項・法人税法施行令第77条第1項第3号・所得税法第78条第2項第3号・所得税法施行令第217条第1項第3号・租税特別措置法第70条・租税特別措置法施行令第40条の3-3より抜粋\*

詳しくは、公益財団法人 日本手工芸作家連合会 事務局までお問い合わせ下さい。

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町三丁目6番10 MOビル407号室

電話 03-5282-5141 FAX 03-5282-5140 E-mail [info@syukogei-sakka.or.jp](mailto:info@syukogei-sakka.or.jp)